

兵庫県立大学名誉教授称号授与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定に基づき、名誉教授の称号の授与について、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 名誉教授の称号は、兵庫県立大学（以下「本学」という。）を退職するとき、次の各号のいずれかに該当する者について選考の上、授与することができる。

- (1) 本学の教授として15年以上在職した者
- (2) 本学の学長として顕著な功労のあった者
- (3) 第1号の年数には達しないが、教育上又は学術上特に顕著な功績のあった者
- (4) その他前各号と同等又はそれ以上の功績があったと認められる者

(勤務年数の通算)

第3条 本学の教授として5年以上勤務した者については、在職年数に、次の各号に定めるところにより換算した年数を算入することができる。

- (1) 本学の准教授として在職した期間にあつては、その3分の2
- (2) 本学の専任講師として在職した期間にあつては、その2分の1
- (3) 本学の助教として在職した期間にあつては、その3分の1
- (4) 本学以外の大学（姫路短期大学以外の短期大学を除く。）及びその他の学術研究機関等（以下「大学等」という。）の教授として在職した期間にあつては、その3分の2、当該大学等の准教授として在職した期間にあつては、その2分の1、当該大学等の専任講師として在職した期間にあつては、その3分の1、当該大学等の助教として在職した期間にあつては、その4分の1
- (5) 短期大学（高等専門学校を含む。姫路短期大学を除く。）の教授として在職した期間にあつては、その2分の1、当該短期大学の准教授として在職した期間にあつては、その3分の1、当該短期大学の専任講師として在職した期間にあつては、その4分の1、当該短期大学の助教として在職した期間にあつては、その5分の1

(選考機関)

第4条 名誉教授の選考は、第2条第1号又は第3号の規定に該当する者があるときは、その者が所属する部局の教授会（教授会がない部局にあつては、それに代わる機関）の申出に基づき、第2号の規定に該当する者があるときは、教育研究審議会の委員の3分の1以上の発議に基づき、第4号の規定に該当する者があるときは、学長の発議に基づき、教育研究審議会が行う。

(決定方法)

第5条 名誉教授の称号は、教育研究審議会の議を経て、学長が授与する。

(礼遇措置)

第6条 名誉教授に対しては、大学の式典又は諸行事への招待、諸施設の利用等適当な方法をもって礼遇する。

(辞令の交付)

第7条 名誉教授には、別に定める様式の辞令書を交付する。

(称号授与の取消)

第8条 名誉教授の称号を授与された者が、その名誉を汚し、称号を保持するのに適当でないと認められる場合は、学長は、教育研究審議会の議を経て、称号の授与を取り消すことができる。

(補則)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本学の学長、副学長又は教授として退職する者で、神戸商科大学、姫路工業大学又は兵庫県立看護大学の学長、教授、助教授又は専任講師としての勤務年数を有する者に係る本規程の適用については、規程中「本学」とあるのは、「本学(神戸商科大学、姫路工業大学又は兵庫県立看護大学を含む。)」と読み替えるものとする。
- 3 第3条第1号、第4号及び第5号の規定の適用については、この規程の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は令和3年4月1日から施行する。

(勤務年数の通算における特例)

- 2 第3条第3号の規定の適用については、学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号 平成19年4月1日施行)施行前の助手としての在職のうち、博士号取得後に在職した期間を助教としての在職とみなす。
- 3 施行日前に既に退職した者であって、施行日において前項の規定により勤務年数が基準を満たした者については、第2条の規定にかかわらず、選考の上、授与することができる。